



# 福祉用具専門相談員指定講習会



2000年4月に介護保険制度が導入され、「指定福祉用具販売」と「特定介護予防福祉用具販売」の事業所には必ず保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー（2級以上）、義肢装具士、または福祉用具専門相談員を2名以上配置することが義務付けられています。福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識、技能を有するスペシャリストの養成を行うことを目的とします。

福祉用具の販売やレンタルを介護保険で行う際に必要とされる、奈良県知事指定の「福祉用具専門相談員」の資格の修了証を取得できます。

日程	開催場所	時間	内容・カリキュラム
平成 25 年 10 月 13 日 (日)	広陵町商工会	9:00~9:15	開講式・オリエンテーション
		9:15~11:15	老人保健福祉制度の概要
		11:15~16:15	リハビリテーション概要
10 月 20 日 (日)	広陵町商工会	9:00~12:00	医学の基礎知識
		13:00~16:00	高齢者の心理
10 月 27 日 (日)	広陵町商工会	9:00~12:00 13:00~17:00	介護に関する基礎知識
11 月 9 日 (土)	広陵町商工会	9:00~12:00 13:00~17:00	介護技術
11 月 16 日 (土)	広陵町商工会	9:00~12:00	介護場面における福祉用具の活用①
		13:00~14:00	福祉用具の活用に関する実習①
		14:00~17:00	介護場面における福祉用具の活用②
11 月 23 日 (土)	県営福祉パーク	9:00~12:00 13:00~17:00	福祉用具の活用に関する実習②
		17:00~17:30	修了式

※内容・カリキュラムについては都合により変更もございますのでご了承願います。

●受講料 25,000円(広陵町商工会員及び福祉講座受講生は20,000円)

別途テキスト代3,675円(税込)必要

●募集人員 40名

●募集期間 9月2日～定員になり次第締め切ります

●修了証書等の交付について

・全課程を修了した方には、奈良県知事指定福祉用具専門相談員指定講習会の「修了証書」ならびに「修了証明書(携帯用)」を交付いたします。(未受講の講義等がありますと、修了証書は発行できません)

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠 162 Tel 0745-55-3535 Fax 0745-55-2614

福祉用具専門相談員指定講習事業者



## 広陵町商工会

<http://www.koryonet.or.jp>

Eメール [info@koryonet.or.jp](mailto:info@koryonet.or.jp)

※福祉用具専門相談員指定講習事業者は、介護保険法施行令第3条の2第2項に基づき、奈良県知事の指定を受けた事業者です。

奈良県知事指定  
福祉用具専門相談員指定講習会受講申込書

非会員	会 員	事業所名	
-----	-----	------	--

ふりがな 氏 名		事業 所名			
住 所	〒				
電 話		携 帯			
職 業					
生年月日		年齢		性別	
備 考	介護・福祉関係の資格を有している場合はご記入ください				
広陵町商工会 福祉講座受講歴	有・無				
	講座名 ( )				